自治研 とやま

NO.117
2021.7

講　演
富山県地方自治研究センター講演会
「信じて待つ」をやめる
「引きこもり事情」とその対処法を徹底解説
認定NPO法人ニュースタート事務局　久世　芽亜里

自治体報告
「我がまちはこんなことをしています」
「カイニョ」のある散居村風景を守る
砺波市の景観まちづくり
砺波市都市整備課

報　告
2019年度決算で見る富山県と県内15市町村の財政状況
公益社団法人富山県地方自治研究センター

講　演
富山県地方自治研究センター講演会
女性、こども、マイノリティが輝く社会
～社会保障制度の変革を～

公益社団法人 富山県地方自治研究センター

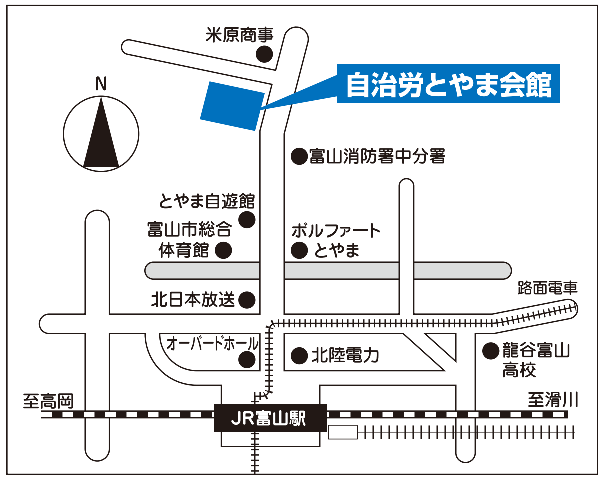

（JR富山駅北口より1.1km）

会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 75人	学校式
●302号室	定員 72人	学校式
●303号室	定員 16人	ロの字
●304号室	定員 26人	ロの字
●305号室	定員 22人	ロの字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室（和室）	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒　　歩　／　JR富山駅北口より15分
地鉄バス　／　興人団地行き双葉町下車
駐 車 場　／　80台収容（無料）

一般財団法人　自治労とやま会館

〒930-0804　富山市下新町8番16号
TEL（076）441-2200（代）
FAX（076）441-1155（代）
http://jt-kaikan.org/

自治研とやま　No.117　2021.7【定価：300円】　発行：公益社団法人 富山県地方自治研究センター　編集協力：青青編集
〒930-0804 富山市下新町8番16号　自治労とやま会館内　TEL（076）441-0375　FAX（076）441-1155　Eメール jichiken-t@jcr-toyama.jp　URL http://toyama-jichiken.or.jp

自治研とやま第117号　目次

視点
窮境脱却の先にある地方公共交通
公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山地方鉄道労働組合執行副委員長　福田　真人　2

講演
「信じて待つ」をやめる
「引きこもり事情」とその対処法を徹底解説
富山県地方自治研究センター講演会
認定NPO法人ニュースタート事務局　久世　芽亜里　4

自治体報告
「我がまちはこんなことをしています」
「カイニョ」のある散居村風景を守る
砺波市の景観まちづくり
砺波市都市整備課　14

報告
2019年度決算で見る富山県と県内15市町村の財政状況
公益社団法人富山県地方自治研究センター　18

講演
女性、こども、マイノリティが輝く社会
～社会保障制度の変革を～
富山県地方自治研究センター講演会　23

表紙写真／富山県地方自治研究センター講演会（2021年6月5日）

〈視 点〉

窮境脱却の先にある地方公共交通

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山地方鉄道労働組合執行副委員長
福田　真人

近年の公共交通を取り巻く環境は、未だ終息の気配を見せないコロナ禍によって、最悪の状態にあると言わざるを得ない。「運輸業・郵便業」に分類される公共交通は、厚生労働省の労働実態に関する調査結果によれば、他産業に比べ最も労働時間が長い業種のひとつである。労働者の過不足状況・欠員率を見ても他産業を上回る数値となっており、要員不足に影響を与えていることが読み取れる。あわせて、超少子高齢化が進展し、地方では過疎化が進み都市部との輸送人員の地域格差が増大し、生活路線の維持自体が厳しい状況である。

緊急事態宣言下においては、「3密」を招くとされ減便等も許される事なく、今日においても地域の人々の足として日々運行を継続している。しかし、元来から路線バス事業は、大きく収益のある事業ではなく付随する高速バスや貸切バス事業で収支を保ってきた事業者がほとんどであり、このままでは事業の存続が危ぶまれ、人々の「移動する権利」が保障されず「くらしの足」さえも消滅してしまうかもしれない。

「新しい生活様式」が提案され、人との接触が敬遠されていることから、在宅勤務もちろんだが、出勤時には自家用車を用いての通勤を推奨する世の中となっている。これは朝夕の更なる交通渋滞を招くだけではなく、二酸化炭素排出量が増大し温暖化や大気汚染が進むといった問題は都市部に比べ、自家用車保有率の高い地方に起こる。モータリゼーションの進展による負の部分を払拭し、公共交通を中心とした生活様式に転換していくことは、地球環境に対する持続可能な取り組みに繋がるのではないだろうか。加えて、高齢社会にも対応すること、多方面におけるクロスセクター効果にあわせ、地域公共交通の在り方を考えていかなければならない。

現状から一刻も早く脱却しなければならないのは言うまでもなく、その後の地域に見合った「移動する権利」や、交通従事者の生活、交通事業者存続について発信し、自治体と共に考察していくことが急務であると考える。

講演／富山県地方自治研究センター講演会　開催日：2021年6月5日

「信じて待つ」をやめる
「引きこもり事情」とその対処法を徹底解説

認定NPO法人
ニュースタート事務局
久世芽亜里さん

ニュースタート事務局について

認定NPO法人ニュースタート事務局の久世芽亜里と申します。よろしくお願いいたします。まずは、ニュースタート事務局がどんなところなのか、紹介ビデオを流させていただきます。その後、実際に関わった事例を紹介させていただきます。

〈紹介ビデオ〉

認定NPO法人ニュースタート事務局は、ニートや引きこもりの若者の再出発を支援する機関です。活動開始は1994年、不登校や引きこもりの若者たちがイタリアの農園で数か月ともに過ごすというプロジェクトが始まりでした。このとき、イタリア人のホストファミリーに言われた印象的な言葉は、「子育ては2人の親では足りない」でした。

「家族をひらく」、これが私たちの活動理念です。2人の親では足りないのだから、家族だけで解決しようとせず、家族をひらいて第三者との関わりの中で問題を解決しましょうという考え方です。

私たちは、この25年間の活動の中で、1,600人以上の若者の自立を支援してきました。

私たちの活動の2本の柱は、レンタルお姉さんという名前の訪問支援と、仕事体験を伴う共同生活寮です。まずは、個別相談にて、親御さんからそれぞれの現状を詳しくお伺いします。その上で、お子さんがご自身のペースで無理なく動き出せるように、お一人おひとりに適したサポートを考え、自立をめざします。

私たちの訪問活動は、まずこちらが自己紹介のお手紙を出すところから始まります。いきなり動かそうとするのではなく、回数と時間をかけて少しずつ心の距離を縮めていきます。ご自宅への訪問を始めても、無理やりドアを開けたり、お部屋に入ることはありません。根気強く通い、まずは私たちに会う気持ちになってもらうことをめざします。

一緒にご飯を食べたり遊びに行ったり、レンタルお姉さん・お兄さんは、お子さんのことを気にかけてくれる近所のお姉さん・お兄さんのような存在です。外の世界へ足を踏み出す不安に寄り添い、ひとつずつできることを増やしていきます。およそ3か月から1年をかけて8割の

方が仕事を見つけて自立したり、ニュースタートの寮に入って次のステップをめざしたりできるようになっていきます。

寮では、20代、30代の若者を中心に、引きこもりやニートで悩んでいた仲間たちとスタッフが一緒に生活をし、自立のための基盤をつくっていきます。お一人おひとりに鍵のかかる個室をご用意しています。寮には門限はなく、いつでも自由に出入りすることができます。リビングでくつろいだり、協力して役割をこなしたりする中で、自然に人と関わることができるようになっていきます。

ニュースタートの寮生活のテーマは「仲間・役立ち・働き」です。仲間の存在は、卒業後の自分を支えてくれる、そして人生に幸せを感じさせてくれるものです。食事会や季節のイベント、時には小旅行を通して、一緒に生活していたからこそ分かり合える、そんな一生ものの仲間づくりをめざします。外部でのボランティアや地域交流の体験も多くあります。自分が人の役に立っているという感覚が自信につながり、次に進む力になります。

寮の食事当番やニュースタートが運営するパン屋、農業、ニュースレターの編集など、仕事体験の場を多く用意しています。ニュースタートの中での活動ですから、失敗しても、うまくいかなくても大丈夫です。

ニュースタートでの活動が十分にできるようになったら、いよいよ外部企業での体験と就職活動が始まります。ニュースタートには、厚生労働省から委託された「いちかわ・うらやす若者サポートステーション」が併設されています。ここでは、キャリアカウンセラーによる相談、パソコン講座、就活セミナーなどが利用できます。特に、職場体験は約70社の協力企業があり、見学や仕事の体験を

することができます。

仕事を始め、安定して仕事が続き、一人暮らしに向けての準備ができると、卒業となります。

入寮から卒業までの期間は、およそ9か月から2年です。寮生の9割以上が就労し、一人暮らしをして自立を叶えています。ここには、息子さん、娘さんが仲間をつくり、社会復帰を実現する環境があります。家族をひらいて、みんなで問題に向き合いましょう。お子さんの自立はここから始まります。

以上が紹介ビデオですが、千葉県市川市で定員約30名の寮を運営しており、今は少し空きがあって25人ぐらいで寮生活を送っています。そして、訪問支援は北海道から九州まで、全国に行っております。自立とか解決の割合は、現在はコロナの影響で少し落ち込んでいますが、コロナ以前の2019年は、訪問支援の解決割合は大体8割、寮は95%ぐらいの人が自立しているという状況でした。

引きこもりの現状について

引きこもりの現状をお話しさせていただきます。ご存じかと思いますが、内閣府で統計を取った結果、引きこもりの推計人数は、15歳から39歳が54.1万人、40歳から64歳の高齢者の引きこもりが61.3万人で、40歳以上のほうが多いということでニュースにもなりました。今のところ、推計で合計115万人の引きこもりがいると言われています。

引きこもりの年数についても統計が取られており、3年以上の引きこもりが80万人、およそ70%の人が3年以上引きこもっています。7年以上の引きこもりで60万人ぐらいとなっており、大体半分です。上は30年以上引きこもっている人が3.6万人おり、大体3%です。

今、8050問題が表面化していますが、私の体感では、実際に一番多い年齢層は40代だろうと思っています。団塊ジュニアで人数も多いですし、氷河期世代でうまく就職できなかった人も多いので、多分、今一番多いのは40代です。

8050になると、親御さんがお子さんを支え切れなくなるので表面化していますが、実は7040問題が一番問題だと思います。5年後とか10年後とか、この年齢層が50代になってきたときに8050問題がもっと大きく言われるだろうなと思っています。将来の8050問題が後に控えているのです。

信じて背中を押し続ける

「信じて待つ」というのは、引きこもり支援でも一番よく言われる言葉ですが、これが通用するところは大分狭まっています。まず、引きこもりが長いケースですと、大体お子さんは、親のせいでこうなったという親に対する恨みの気持ちが結構あります。そして、3年以上たってくると、そのままズルズルと長期化するケースが多いです。

動き出す人の大半は、1年ぐらいで動き出します。したがって、3年以上の引きこもりは、自分から動き出すことはないと考えないといけないので、動き出すことはない本人と、信じて待っている親の間では何も始まりません。「信じて待つ」は、そのままズルズルと長期化して、8050問題へ一直線に突き進む道であると言わざるを得ません。

では、「信じて待つ」をやめてどうするのか。ここ10年ぐらい、私たちは、「信じて待つ」をやめて「信じて背中を押し続ける」をやってくださいということをお話ししています。「信じて待ち続ける」と「信じて背中を押し続ける」、両方とも「信じる」がついています。これは敢えてつけたところもありますが、信じている中身が違います。「信じて待つ」は「いつか自分で動き出す」と信じ、その時を待つこと。そして、「信じて背中を押し続ける」は「そういう環境に行けば、きっと動ける力がある」と信じ、背中を押し続けること。どちらもご本人を信じていることにはなっていますが、信じるものと行動が違います。

今回は、この「信じて背中を押し続ける」をやった事例、実際に私たちが関わった事例をご紹介します。

事例は4人です。私どもには訪問支援と寮があります。まずAさんは、訪問支援で解決した事例です。Bさんは寮で解決した事例で、これは親御さんが説得して寮に押し出しています。そして、Cさん・Dさんは訪問支援から寮に来て解決した事例です。たまたま全員30代になってしまいましたが、実際は20歳ぐらいから上は50歳ぐらいまでいます。50歳の人もちゃんと就職して自立していきました。今日はこの4人、3つのパターンの事例を当事者のインタビュー映像も交えてご紹介します。

活動理念 家族をひらく

ニュースタート事務局は、不登校や引きこもりなどの若者をイタリアで過ごさせる「ニュースタート・プロジェクト」が起点となっています。
このプロジェクトで若者たちを受け入れてくれたイタリア人は、「子どもを育てるのに２人の親では足りない」と当たり前のように言いました。

現代の日本は核家族が中心で、隣近所との関係も希薄になっています。
問題が起これば家族内で解決しなければならないと考える親も多く、これが問題の長期化や深刻化に繋がっています。近所の人などの助けを借りられないのであれば、それ以外の育ての一端を担う存在が必要です。

私たちは、そんな存在の１つになれればという思いで活動しています。
家族をひらいて、みんなで問題に向かいましょう。
最初から、２人の親だけでは足りないのですから。

他者の力を借りて問題解決を

支援で私たちが目指すものは、若者たちの自立です。家から一歩踏み出して外の世界とつながり、その中で自分でやっていく力を身につけていくことです。
そのためには、家から出るのを手伝ってくれる人、外の世界につないでくれる人、外でつながってくれる人（仲間）など、家族以外の他者の存在が不可欠です。

家族をひらいて他者の力を借り、外の世界に向かって我が子の背中を押してあげてください。
私たちは家族をひらいて問題解決を目指す人たちをお手伝いします。

ニュースタート事務局スタッフ一同

Aさんの場合

まず1人目は、訪問支援により自立した事例です。Aさん30代後半、年齢は全てこちらにいらっしゃったときの年齢です。派遣で働いていたが退職し、その後10年は一人暮らしのアパートで引きこもり状態でした。親御さんは生活が心配で仕送りが止められず、ズルズルと10年が経っていました。

これが「信じて待つ」姿勢です。本人がいつか動き出すと信じて待つ、そうやって10年が経ってしまった状況です。

こちらの提案は、期限をつけて仕送りを止め、10年も孤立していたから相談相手が必要なので、第三者に対応を任せましょう、こちらの訪問支援が行きますよということで、親御さんは子離れをしていただいて、第三者に対応を任せるということを提案しました。

こうやって、「信じて背中を押し続ける」姿勢に変えてくださいということです。そして、親御さんも決断されて、支援が始まります。

まず親御さんに「3か月で仕送りをやめます」という手紙を書いていただきます。そしてレンタルお兄さんが生活費を持って訪問します。Aさんは生活費を受け取るためにレンタルお兄さんに会ってくれて、そこからいろいろと話をしてくれるようになりました。

訪問3か月目、Aさんはバイトの面接を受けて、あっさりバイトが決まりました。ただ就労できたから支援が終わりというわけではありません。10年孤立していた状況もありますので、一緒に食事に行ってバイト先の話も聞くなどしながら、しばらく見守り、もうこれで仕事が続くなと判断できたところで支援が終了となりました。

支援開始までの流れ

※こちらの流れは、あくまで一例です。
お子さんの状況やお住まいの地域によって異なりますので、まずはお電話にてお気軽にご相談ください。

1.お問い合わせ、ご相談（無料）

ますばお電話、WEB サイト上のお問い合わせフォームにてご連絡ください。現在の状況をヒアリングさせていただき、まずは資料を郵送させていただきます。どんな小さな質問でも構いません。専門スタッフが丁寧にご対応いたします。

お問い合せはこちら
047-307-3676
10:00~17:30 月･火･木･金･土
定休日：水曜・日曜・夏季休暇・年末年始

2.ご希望のものへ参加（複数参加可能）

ご希望に応じて、「個別相談」「オンライン個別相談」「無料見学会」「なんとかしよう親の会」へご参加ください。
すぐに支援をご希望の場合は、3.保護者面談をお受けください。

個別相談

日時 毎月第2･第４土曜日 12:30 ～・14:30 ～
場所 ニュースタート行徳センター（事務所）
参加費 3,000 円 ※要予約

オンライン個別相談

日時 毎月第2･第４土曜日 12:30 ～・14:30 ～
場所 LINE、Zoom、Google Meet などのビデオ通話ツールを使用
参加費 3,000 円 ※要予約

無料見学会

日時 毎月第2･第４土曜日 16:00 ～ 17:00
定員 5 組
参加費 無料 ※要予約

なんとかしよう親の会

日時 不定期
定員 5 組（最低催行人数：3 組）
参加費 5,000 円 ※要予約

3.保護者面談

細かいヒアリングの上、現在の状況に適した支援をご提案いたします。
支援をお申し込みいただく前には、必ず保護者面談をお受けください。

保護者面談

日時 応相談（2 時間）※要予約
問題解決の設計図を描き、支援内容をご提案します。
支援のお申し込みは、この面談を受けられてからになります。

4. 支援のお申込み

「レンタルお姉さんお兄さん」や「共同生活寮」のお申込みを受付し、準備が整い次第支援をスタート致します。

レンタルお姉さん･お兄さん

頻度 月4回（手紙･電話･訪問など）
期間 3ヶ月～約 1 年（目安）
お子さんが、社会とのつながりを持てるように働きかける訪問スタッフです。訪問や手紙、電話でやりとりを行います。

共同生活寮

対象 原則 18 歳以上
期間 9 ヶ月～2 年（目安）
共同生活・仕事体験・社会参加体験を通じて、経済面だけではない「真の自立」を目指します。卒業生の 95% が就労しています。

自立へ

引きこもり10年、レンタルお兄さんによる訪問3か月で、その後、見守りはありましたが、就労、自立となりました。親御さんが信じて待つのをやめ、仕送りを止め、第三者を入れるという背中を押す行動をしたことで、10年の引きこもりから自立しています。

この3か月というのは、私たちにとってもかなりスムーズに行った事例です。大体は面接に行こうとするけど行けないとか、そこに半年ぐらいかかったりとか、あとはもうちょっと人の中でやったほうがいいなと判断した場合は、一回、寮においでよという話になったりもします。

Bさんの場合

続きまして、Bさん、共同生活寮により自立した事例です。Bさんは30代後半でした。就活しないまま大学を卒業、そのままズルズルと引きこもって10年経っていました。

こちらは面談で、10年も経っているので、自分から動くことはもうないですよ、親御さんが強く宣言して家から出しましょうということを提案しました。お母さんの強い説得で、Bさんはおとなしく入寮します。その後、寮生活を2年過ごして、ちゃんと就職し、今も自立生活を送っています。親が信じて待つのをやめ、寮へと背中を押す行動をしたことで、10年の引きこもりから自立に至ったわけです。

お母さんは大分強く説得しましたので、入寮しばらくして本人にどう思っていたのか聞いたところ、「母に今は感謝しています」と話してくれました。お母さんは、かなり強く押したと思いますが、本人は別段それで傷ついたわけでもなく、こちらも面談で、もともとズルズルと引きこもりが続いているだけだなという判断をしまして、強く押しても大丈夫なタイプですよということは伝えてありました。そうしたら、お母さんはかなり強く押しましたが、それでうまくいった事例です。

CさんとDさんの場合

続いて、訪問支援と寮生活を経て自立した事例です。Cさん、相談当時は30代前半、大学院まで進学しますが就職が決まらず中退して、5年間引きこもっていました。Dさん、30代前半、高校を卒業し働いていましたが、退職して7年間引きこもっていました。

Cさんの親御さんはニュースタートの前にもいろいろなところに相談に行き、チラシなどを全て本人に渡していました。レンタルお姉さんによる訪問は8か月、並行して親御さんにも家を出るように何度も言っていただいています。最後まで本人はレンタルお姉さんと会話はしてくれませんでしたが、親御さんが押し続けたことと、訪問でこんな人がいるんだということが分かっているため、そういうところが作用して、本人が入寮に動いたんだと思います。

引きこもりの間も押し続けたCさんに対して、Dさんは7年間待ち続けていました。Dさんの御両親がやっていたことは、息子を理解しようと様子を観察して、息子の気持ちに合うようにという努力をされていました。居心地のよい環境づくり、家の居心地をよくしてあげましょうと、これもよく聞く話だと思います。きちんと3食、家族で一緒に食べて、食事中はなるべく楽しい会話をするということを心がけていたそうです。それで本人が動き出すとか、何か言ってくれるのをじっと待っていたわけです。

保護者の声

息子に外に出ることを勧めても、頑なに拒んでいる状態が長く続いていました。レンタルお姉さんとレンタルお兄さんは、親ではなく本人に寄り添って下さるので、息子もそれが嬉しかったのか、徐々に心を開いていきました。
半年しないうちに、自分で入寮を決めました。
今、息子は、一人暮らしでアルバイトを続けながら、青春を楽しんでいる様子です。これからも、人生いろいろあると思いますが、見守っていきたいと思います。

（20 代後半・男性の母）

息子は口では「卒業する、就職する」と言いながら、留年を繰り返して大学７年になっていました。
レンタルお兄さんに会うようになると、結構いろいろ話すようになったみたいで、お兄さんに「大学にはもう戻るつもりはない」って話したらしいです。がっかりさせると思って、親には大学をやめるとは言えなかったみたいですね。
寮生活にも誘ってもらったみたいですけど、「それなら一人暮らしする」と言って、本当にアパート探しに自分で動いて、すぐアルバイトも始めました。きっかけをつくってやればちゃんと自分から動く力があったのだなと思いました。

20 代前半・男性の母

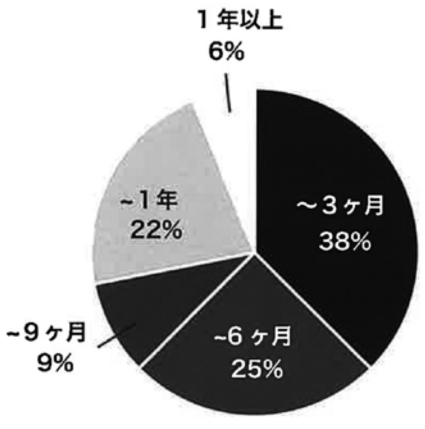

訪問期間

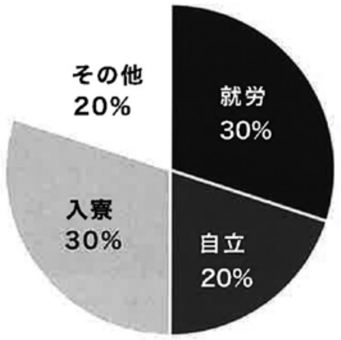

支援終了後の進路

自立：就労し一人暮らし、経済的自立の達成
就労：家族と同居し就労

レンタルお姉さんの支援は5か月間で、一緒に遊びに行って、楽しい体験をしながら様々な話をして、入寮になりました。2人とも現在は働いて、自立をしています。

CさんとDさんを見ていて思うのは、待ち続けるのは何もしなかったのと同じだということです。Dさんに話を聞くと、確実にそういうふうに考えています。そういうふうに捉えて、親御さんへの恨みみたいなものを持っています。

「背中を押す」への切り替え

「信じて待ち続ける」と「信じて背中を押し続ける」、この2つをお伝えするのに4人の事例を今回お話しさせていただきました。

引きこもり始めて1年未満、ここは「信じて待つ」というのをやってもいいと思います。ちょっと傷ついたりしていることもあるので、そういうのを癒やす時間も必要だと思います。

1年を過ぎたところからは「信じて背中を押し続ける」に切替えをしてください。Aさんは3か月で自立できたことから考えて、恐らく引きこもりから1年で同じように押しても、すんなり自立した可能性が高いと思います。

そして、「信じて背中を押し続ける」への切替えは、3年までの間に終えてください。Dさんの場合は、実際に動き出せる気持ちになるまで3年くらいかかったかもしれませんが、その後は動きたくても動けない自分だとか、何もしてくれない親に失望し続けた苦しい時間だったんだろうと思います。だからこそつらかったと思います。

3年で背中を押す方向にシフトしていれば、Dさんの中に親への恨みの気持ちは残らなかったんじゃないかなと思います。信じて待ち続けるというのは、本人にとってつらい時間になる可能性があるということは覚えておいていただきたいと思います。

そして、3年以上、ここはもちろん「信じて押し続ける」に全部切替えが済んでいる状態ですが、プラスして、解決には第三者の介入が不可欠になります。3年ぐらいすると、いろんなものが固まる、固定化していくという傾向があります。

まず、本人が固まります。同じこと、ずっと引きこもって新しいことをやってないと、動くのが大変になる。精神的にも肉体的にも動きづらくなっていくという傾向がどうしてもあります。そして、本人が固まるのに加えて、親御さんも固まってきます。親御さんも同じように、同じパターンをやっていると、違う支援とかに踏み出すのがだんだん怖くなってくる、親御さん自身が動きづらくなってくるという傾向があります。

さらに加えてもう一つ固定化するのが親子関係です。会話のパターンもできてきますし、あんまり違うことができなくなってくる、固まってくる。子どもも親に対してはいつもの顔、親に対する顔みたいなものを見せてくるというところがあります。

どう「背中を押す」のか

背中を押すと言っても、どう押したらいいのかというのが一番難しいかと思います。介入の仕方であるとか、最初はどういう感じで始めるとか、どのぐらいの時間をかけるとか、そのあたりも全然違うので、そういった幅を感じていただくために、講演会ではいつも複数の事例をお話しするようにしています。

また、背中を押し続けるというふうに言っていますけれども、1回押しただけでは大体動きません。大半の若者は、親の1回目の提案は全てノーです。何を言ってもノーです。なので、こちらが言うのはノーノーイエス作戦というのをいつも言っています。まずは、とにかくいろいろ提案をしてノーをいっぱい言わせる。

ノーをいっぱい言っているうちに、何となくこの辺でイエスと言わざるを得ない状況がつくれたりとか、この辺だったらという落としどころが見えてきたりします。ノーをいろいろ言わせるということになるんですが、ノーを言わせるために幾つも提案が必要になってきます。大体3つ4つ、皆さんに考えていただかないといけない。最後の落としどころはこの辺にしようと考えて、どういうノーを言わせようみたいなことも、ある程度計画してやっていくんですが、恐らくこの辺も親御さんには対応しきれない部分だろうと思います。

信じて押し続けるということをやっていただいて、こちらとしては、自分らしい生き方のできるところへ本人を押し出していただきたいと思っております。

「カイニョ」のある散居村風景を守る

砺波市の景観まちづくり

砺波市都市整備課

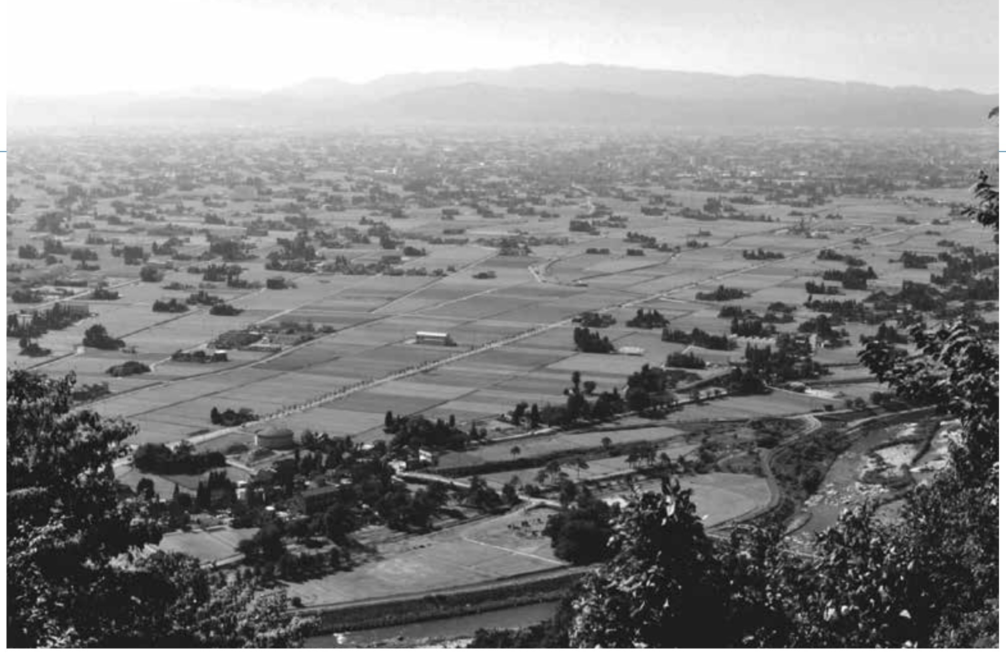
砺波地方の散居村風景

砺波市の景観と砺波市景観まちづくり計画

砺波平野では、水田が一面に広がり、その中に「カイニョ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた家々が点在する散村集落が広範囲に見受けられます。その風景は農村の原風景として知られており、「散居村」として人々に親しまれています。

この屋敷林は緑豊かな本市の特徴的な散居景観を形作るだけではなく、防風雪林、建築材、燃料として利用され、また、夏の暑さや冬の寒さを和らげる作用、防音作用、空気の浄化作用等により、そこに住む人々に豊かな住環境を提供してきました。

しかしながら、生活様式の変化や農業の機械化等により、人々の屋敷林や農地との関わりが希薄となってきており、地域で育まれてきた散居景観の魅力を感じることが年々難しくなってきています。

そこで本市では、この魅力ある景観を守り、育て、そして、後世に引き継ぐため、景観法に定める景観計画として「砺波市景観まちづくり計画」を策定し、それを推進してきました。

散居景観モデル事業とその他の施策

本計画を推進するため、市では一定の要件を満たした地域（散居景観モデル地域）の取組を補助する「景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）」を２０１４年度から実施しており、２０２１年５月末現在、市内で９カ所の地域（自治会）を「モデル地域」として認定し、地域ぐるみによる景観の保全に取り組んでいただいています。

これらの地区では、高齢者宅や空き家の樹木の管理、地域の家々の樹木の防除や剪定枝等の処分、地区の美観活動等を地域ぐるみで実施していただいているところであり、保有する景観、そして、景観を守る活動としても他の地域のモデルとなっています。

推進体制のイメージ

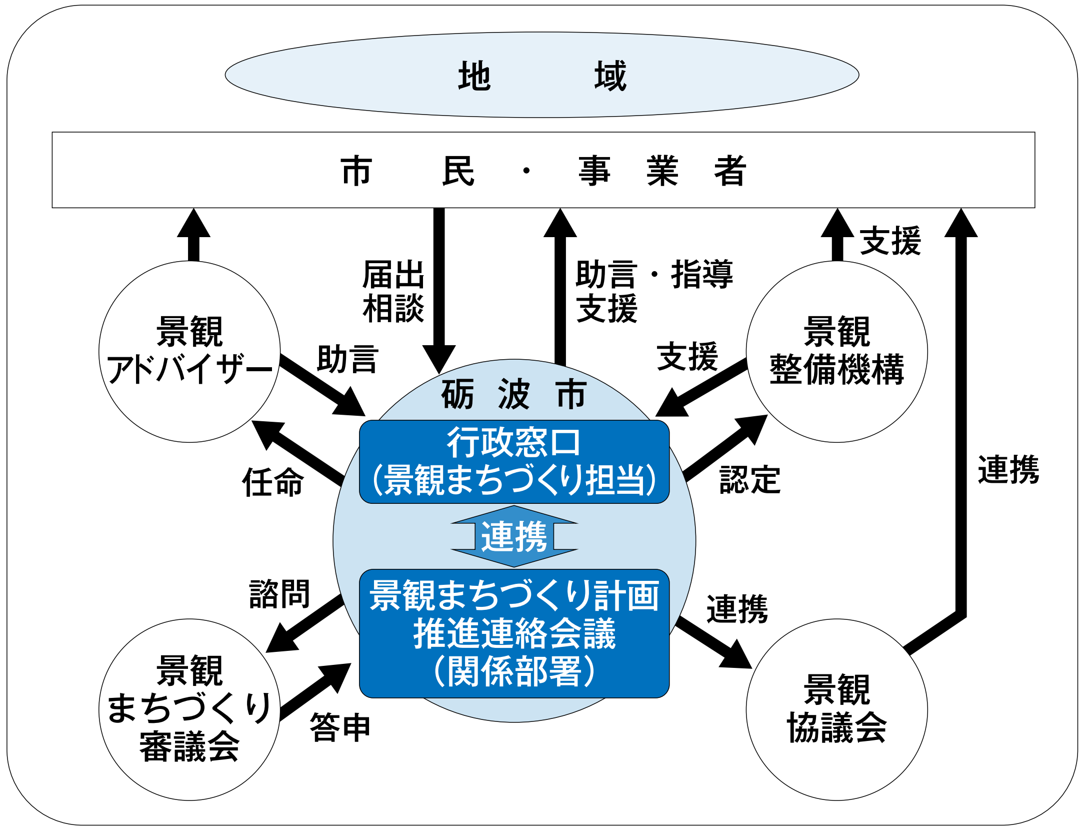

「景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）」について

１　モデル認定への要件

（１）砺波市景観まちづくり計画に規定する散居景観区域であること。

（２）自治会組織を最小単位とする地域又は20戸以上の住居が存在する20ヘクタール以上の区域であること。

（３）高さ約８メートル以上の樹木３本以上を含む屋敷林に囲まれた住居が全体戸数のおおむね３割以上であること。

（４）砺波市景観まちづくり計画の景観まちづくり基準に加え、地域ぐるみの自主的な景観形成のために次に掲げる全ての事項を定めた協定（その有効期間が10年以上のものに限る）を設けていること。

①砺波市景観まちづくり計画及び協定に定める基準の遵守

②敷地の緑化（屋敷林）推進の基準

③建築物の位置、形態、色彩等の統一的な基準

（５）全体の３分の２以上の住居の代表者が（４）に定める協定を締結していること。

２　補助の内容（抜粋）

（１）散居景観モデル地域の指定に向けた活動　５万円

（２）協定の運営　10万円

（３）樹木の管理等　１万円×協定締結戸数の概要

2019年度に事業実施団体及び実施を希望する団体へ

カイニョ（屋敷林）のある家屋

のアンケート調査を行ったところ、モデル認定への要件が厳しすぎるとのご意見が多かったことから、2020年度から要件の一部（樹木の保有要件）を緩和する改正を行いました。また、剪定枝粉砕機等を購入したいという実施団体からの要望を受け、2021年度からは補助金の一部を積み立て可能とする改正も行いました。

また、この事業の他にも、屋敷林の枝打ち及び間伐に要する費用等を補助する「散居景観保全事業」や、自身で剪定した屋敷林の剪定枝を戸別（65歳以上の高齢者世帯が対象）に回収（個人負担有り）する「剪定枝戸別回収実証実験」等、屋敷林の保全を目的とした施策を実施しているところです。

屋敷林の減少の要因

しかしながら、このような事業を進めているなかでも、以前は保有することがステータスとなっていた屋敷林の総数は徐々に減ってきています。

大きな要因の一つは、冒頭で述べた屋敷林を保有するメリットが薄くなり、それに伴いデメリットが発生するようになったことです。

防風雪林としての効果や、夏の暑さや冬の寒さを和らげる作用、防音作用は住居の近代化によって必要性が薄くなり、建築材及び燃料として利用されることは無くなっています。

そして、建築材としての利用価値がない落ち葉や剪定枝は燃料として備蓄されることがなくなり、毎年大量に排出されるごみとなっています。

そのごみについては、屋敷林所有者の大変な重荷となっています。以前は野焼きにより処理していたこれらの落ち葉等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い野焼きが原則として禁止されたことを期に、一般可燃ごみとして、ごみステーションに搬出する、または軽四トラック等に積んで直接「クリーンセンターとなみ」へ持ち込むことが必要となりました。

また、大型の台風や爆弾低気圧により、近年高木が倒れる被害が相次いだことから、事前に高木全てを伐採したり樹高を低く保つための剪定をする家屋が増えています。

屋敷林保全対策プロジェクトチームの発足と新たな施策

このように屋敷林が減少し、その所有自体が重荷となっている現状に対し、市では2020年12月に屋敷林保全担当課（農地林務課）、廃棄物処理担当課（生活環境課（現市民生活課））、景観保全担当課（都市整備課）の3課のほか関係機関による屋敷林保全対策プロジェクトチーム（以下PT）を設置し、市としてどのような支援ができるのかを検討しています。

PTの検討の中で、屋敷林所有者の大きな負担となっており、かつ、市として支援ができることの1つとして着目したのが「落ち葉及び剪定枝の処分」であり、その負担を軽減するための事業として、令和2年度に次の（1）、（4）の事業を、2021年度には次の（2）、（3）、（4）の事業を実施することになりました。

（1）「屋敷林雪害折れ枝回収緊急対策事業」の実施

2021年1月の記録的な豪雪により、屋敷林の枝折れが多数発生したことから、折れ枝を市の指定する拠点まで収集運搬し、その処分に係る費用を市が負担する事業を2021年3月27日、28日に実施しました。

2日間の事業で、市内全域から合計70tの折れ枝が搬入されました。

折れ枝の搬入作業

（2）「落葉等専用ごみ袋」の導入

庭の落葉等を燃えるごみとして排出しやすくするため、専用のごみ袋を7月1日から導入します。

このごみ袋は、通常のごみ袋よりも破れにくくするため1.2倍の厚さとなっており、また、屋敷林を保全する利用者の負担を軽減するため、通常のごみ袋よりも安価で販売します。

（3）「（仮称）屋敷林保全月間」の実施

屋敷林の維持管理に際して排出される剪定枝の処分の負担を軽減するため、個人や地域ぐるみで収集した剪定枝を市の指定する拠点まで収集運搬し、その処分に係る費用を市が負担します。

（4）「剪定枝戸別回収実証実験」の対象者等の拡充

折れ枝の処分作業

2020年度に65歳以上の高齢者世帯のみを対象として行った実証実験の利用要件を拡充し、高齢者世帯以外も対象に剪定枝を戸別に回収します（個人負担有り）。

未来の砺波市の風景に向けて

少子高齢化が進む今後の社会では、屋敷林を所有する世帯のみでの維持がより一層難しくなり、また、屋敷林に対して愛着を持っている世帯が減少していくことが予想されます。

しかし、行政と地域が連携すること、そして、市として屋敷林所有者の負担を軽減する施策を行うことで、この散居景観を少しでも長く、私たちの財産として守り、そして後世に引き継がれていく土台を作ることが喫緊の課題であり、それが散居のまちに暮らす市民への責務と考えています。

報　告

2019年度決算で見る富山県と県内15市町村の財政状況

公益社団法人富山県地方自治研究センター

住民福祉・サービスを守るため、継続的な分析を

ここ数年、県内の自治体で「財政難」を理由として公共施設の統廃合や公共料金の値上げなどに踏み切り、住民・福祉サービスの切り捨てや負担増となっている事態が見受けられます。自治体職場で働く職員に対しては、賃金抑制につながっている場合もあります。自治体職員が加入する労働組合の「自治労」は、賃金・労働条件と住民福祉・サービスはメダルの表裏であるという考えのもと、良質な市民サービスを提供していくために、そこで働く者の処遇を向上させる運動を続けてきました。近年、こうした運動に壁のように立ちはだかっているのが、自治体の「財政難」です。

住民・福祉サービスはもちろんのこと、自治体労働者の賃金・労働条件の切り下げにも直結する事態に機敏に対処していくためにも、継続的に財政状況をチェックすることが求められています。

総務省は、毎年、自治体財政の決算統計を行っています。出納閉鎖後の7月に地方財政状況調査表を集約しますが、その後、各自治体議会における決算承認を経て、調査表の要約版、いわゆる決算カードは当該事業年度の翌々年度の3月に公表しています。よって決算カードは、現時点では2019年度のものまでが公表されています。ここでは、そこまでで明らかになっている富山県を含めた16自治体の主な財政指標の比較を行ってみたいと思います。

分析総括表

自治体＼比較項目	人口（人）	普通会計歳出総額（百万円）		財政力指数		経常収支比率（%）		人口一人当たり人件・物件費等決算額（円）		将来負担比率（%）		実質公債費比率（%）		人口一人当たり財政調整基金残高（円）		人口千人当たり職員数（人）		ラスパイレス指数＊		
年度	2020.1.1現在	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2020	2019	2018
富山県	1,055,999	487,589	482,136	0.48	0.48	96.9	96.2	137,568	137,351	253.5	252.3	13.1	13.2	2,769	2,580	13.35	13.21	99.3	99.2	99.2
富山市	415,765	166,658	162,482	0.83	0.83	91.0	89.5	108,351	106,291	125.5	118.9	8.5	9.6	17,684	19,827	7.14	7.00	100.8	100.4	100.8
高岡市	170,493	64,595	66,671	0.75	0.75	86.9	87.4	99,444	100,576	165.0	172.3	13.5	14.7	8,041	3,319	6.86	6.90	97.8	98.4	99.1
射水市	92,883	41,165	40,267	0.65	0.64	85.2	85.9	117,002	115,425	89.7	90.2	9.2	9.8	42,571	42,333	6.82	6.77	97.0	95.6	95.2
魚津市	41,672	17,358	18,327	0.69	0.69	91.3	91.1	119,676	118,450	112.2	126.1	12.9	13.3	11,096	6,156	6.77	7.03	97.2	95.6	97.8
氷見市	46,732	23,142	20,942	0.47	0.46	88.9	89.6	131,384	124,189	58.0	65.9	11.2	11.2	63,803	57,725	8.00	7.36	97.7	98.0	97.3
滑川市	33,284	12,806	12,371	0.77	0.76	85.7	85.1	98,730	97,470	7.9	7.9	7.6	8.6	63,267	70,646	5.29	5.38	99.0	98.5	99.3
黒部市	41,116	20,120	20,805	0.69	0.69	88.6	86.1	129,989	127,829	115.0	111.4	11.5	11.3	37,614	37,299	8.22	8.11	99.2	98.9	99.0
砺波市	48,354	20,292	20,696	0.59	0.59	86.8	84.9	119,651	121,551	47.1	46.5	12.2	11.9	56,077	55,792	7.57	7.72	97.9	97.8	98.4
小矢部市	29,783	16,590	16,792	0.60	0.60	87.8	88.0	136,940	137,998	192.6	174.4	15.2	15.1	13,980	19,970	8.13	7.63	93.8	93.1	92.8
南砺市	50,337	36,324	33,506	0.35	0.36	89.3	86.7	181,000	178,028	－	－	4.3	3.7	68,982	68,154	10.47	10.62	96.4	96.5	96.2
上市町	20,334	9,504	9,805	0.47	0.46	88.4	83.1	129,352	124,332	100.8	110.4	15.7	15.6	62,932	61,729	6.74	6.57	94.4	95.3	93.6
立山町	25,764	12,391	11,940	0.48	0.47	87.0	87.0	134,078	128,505	120.5	124.3	12.4	13.7	39,406	38,958	8.27	8.29	98.2	97.7	98.3
入善町	24,492	12,325	11,345	0.55	0.55	87.9	85.5	131,613	125,511	51.9	33.6	13.9	13.1	66,406	65,388	9.59	9.69	94.7	94.4	96.3
朝日町	11,829	8,893	9,858	0.38	0.38	94.5	94.9	196,238	198,962	21.5	33.9	12.8	12.8	125,939	137,824	13.19	13.34	93.8	95.1	94.4
舟橋村	3,161	1,987	1,721	0.37	0.36	90.7	92.0	206,604	218,068	142.5	116.5	11.1	10.8	192,977	204,604	8.86	8.63	89.2	90.5	89.6

＊ラスパイレス指数については、各年度の決算カードにおいて、翌年度４月１日現在の数値が記載されている。

人口

２０１９年１月１日現在の住民基本台帳による富山県全体の人口は１、０６３、２９３人ですが、１年後の２０２０年１月１日現在の人口は１、０５５、９９９人であり、全体で７、２９４人の減少となっています。

普通会計歳出総額

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なるため、団体相互間の財政比較を可能とする観点から、一般会計に介護保険事業、公共用地先行取得などの一部の特別会計を加えたものが普通会計です。なお、普通会計の他に特定の歳入をもって歳入にあてる公営企業会計等があります。

その年度内にどのような事業を行うかで大きく左右されますが、２０１９年度の富山県の歳出総額は４８７、５８９百万円、市町村で最多は富山市の１６６、６５８百万円で、最少は舟橋村の１、９８７百万円となっています。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額（注１）を基準財政需要額（注２）で除して得た数値の過去３年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

２０１９年度で県内自治体においては0·83から0·35の間でばらついており、前年度比で大きな変動がある自治体はありません。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源〈注３〉）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、一般的に、都市で75％、町村で70％が妥当と考えられています。また、都市で80％、町村で75％を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされています。

２０１９年度で県内自治体の弾力性は最高で85·2、最低で96·9となっており、総じて弾力性が高い状況とは言えません。

人口１人当たり人件費・物件費等決算額

人口１人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まれていません。

２０１９年度で最小が滑川市の９８、７３０円、最大が舟橋村の２０６、６０４円となっています。ちなみに市町村の全国平均は１３５、８８０円、富山県平均は１１７、３１６円となっています。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（注４）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は３５０％、都道府県及び政令指定都市は４００％とされています。

２０１９年度において市町村で最大は１９２·６％から将来負担そのものが発生しない自治体が存在するなど、かなり幅広く数値がバラついています。新たに起債した場合や繰上償還を行った場合などで、ある程度年度間で変動が発生するものなので、長期的に変動を見極める必要があります。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去３年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25％とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35％とされています。18％を超えると起債する場合、許可を得なければならなくなります。

２０１９年度においては、市町村で最小は４·３％、最大で15·７％であり、概ね良好な状況と言えます。

人口１人当たり財政調整基金残高

本稿において独自に算出した数値です。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、いわば自治体の貯金です。よく自治体の広報誌の決算報告で住民１人当たりの借金の額が掲載されていることを見受けます。

このように財政関係の指標は借金や経常経費ばかりが注目されがちですが、近年、財務省は全国の自治体で積みあがっている通称「財調」といわれるこの基金を問題視しています。各自治体の年度末残高をその年度内の元旦現在の人口で除し、人口１人当たりの金額を算出しました。２０１９年度末においては、市町村で最多が１９２、９７７円、最少が８、０４１円となっており、自治体によってかなりバラツキがあります。あまり表に出ることがない金額ですが、その財政当局の考え方ひとつで差が出てくるので、県内での多様さが浮き彫りとなっています。

人口千人当たり職員数

県は警察や学校、各種研究機関等がありますし、面積、病院の有無や公立保育所数などで必要とされる要員数が違ってきますので、単純に比較できるものではありません。県内市町村で最少は５·29人、最多が13·19人となっています。どこの自治体もこれまでの行革合理化や合併により疲弊しきっており、住民に寄り添った行政を実現するためにも単に減らせばいいという考え方からの脱却が求められています。

ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の適用者の俸給月額を

100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。
職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均。
都市部の職員に厚く配分されている地域手当が考慮されていないなど比較の指標とするには問題の多い指数です。県内で100を超えているのは富山市のみです。

注１：基準財政収入額
普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。
標準的な地方税収入×75/100 ＋地方揮発油譲与税等

注２：基準財政需要額
普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出される。
単位費用（測定単位１当たり費用）× 測定単位（人口・面積等）× 補正係数（寒冷補正等）

注３：経常一般財源
毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く。）、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金、普通交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入等のうち使途の特定されないものを指す。

注４：標準財政規模を基準とした額
標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。）から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

講演

女性、こども、マイノリティが輝く社会

～社会保障制度の変革を～

富山県地方自治研究センター講演会（開催日：2021年5月15日）

5月15日（土）、自治労とやま会館において、「女性、こども、マイノリティが輝く社会」と題して、ジャーナリストで和光大学名誉教授の竹信三恵子さんの講演会を開催し、差別なく誰もが活躍できる社会のあり方を考えました。
当初は竹信さんに富山にお越しいただいて対面で行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、リモートでの開催となりました。

コロナ禍で女性に集中したしわ寄せ

竹信さんはコロナ禍のしわ寄せが非正規雇用の女性に集中していると指摘。休業手当などの補償が十分に行き渡っていない厳しい状況が政府の意思決定者に十分に伝わっていないが、日本全体を揺るがす重大な問題だと訴えました。

背景に「夫＝セーフティネット」の歪み

女性の働き方の多くを占める非正規に対するセーフティネットの不備も指摘しました。
その背景には、「パートは家計の補助」、「夫がいるから減収でも困らない」という「夫＝セーフティネット」という発想が根強くあると解説。非正規労働者への公的セーフティネットの充実が急務であると訴えました。

「公的セーフティネット」の充実へ

多様性を認め合い、差別のない社会を実現するには、非正規労働者やマイノリティを必要不可欠な存在として認め、男性世帯主を中心とした社会保障制度や労働法制を変革し、「夫＝セーフティネット」から「公的セーフティネット」にすべきであると強調されました。